

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目	次	ページ
条	例	
○北海道税条例の一部を改正する条例……………	(税務課)	1
条	例	
北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成24年 3 月31日 北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道条例第78号 北海道税条例の一部を改正する条例 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。 第74条の2中「又は第20条第4項」を「(同令第20条第4項（同令第22条の8において準用する場合を含む。）及び第22条の4第3項において準用する場合を含む。）」に改める。 附則第5条の4第1項第2号ウ中「及び第10条の3」を「から第10条の3の2まで」に改める。 附則第7条の2の4中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。 附則第7条の3第1項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。 附則第7条の4第3項及び第4項を削り、同条第5項中「附則第9条の3第1項」を「附則第9条の2第1項」に、「附則第9条の3第2項」を「附則第9条の2第2項」に改め、同項を同条第3項とする。 附則第7条の5第2項及び第3項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。 附則第8条の2の2中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。 附則第8条の2の3第2項中「第8項第1号、第2号若しくは第3号イに掲げ		

る軽油自動車又は附則第8条の2の5第1項に規定する第1種省エネルギー自動車」を「次に掲げる自動車」に、「以下この条」を「次項」に、「法附則第12条の2の2第2項」を「同条第4項から第7項まで」に、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第8条の2の5第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項及び同条において同じ。）

ア 乗用車又は車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第8条の2の5において同じ。）が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令附則第4条の5第1項に規定するもの

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項及び附則第8条の2の5第1項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令附則第4条の4第8項に規定するもの（以下この条及び附則第8条の2の5第1項において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第8条の2の5において「エネルギー消費効率」という。）が総務省令附則第4条の4第9項に規定するエネルギー消費効率（第4項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第8条の2の5において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令附則第4条の5第2項に規定するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令附則第4条の5第3項に規定するもの
 - (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第8条の2の5第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項及び同条において同じ。）
 - ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令附則第4条の5第4項に規定するもの
 - (ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令附則第4条の4第11項に規定するもの（以下この条及び附則第8条の2の5第1項において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
 - イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令附則第4条の5第5項に規定するもの
 - (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の

- 110を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令附則第4条の5第6項に規定するもの
 - (ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令附則第4条の4第14項に規定するもの（以下この条及び附則第8条の2の5第1項において「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令附則第4条の5第7項に規定するもの
 - (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- 附則第8条の2の3第3項中「法附則第12条の2の2第2項又は前項」を「前項又は附則第8条の2の5第4項から第7項まで」に、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。
 - (1) 次に掲げるガソリン自動車
 - ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令附則第4条の5第8項に規定するもの
 - (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令附則第4条の5第9項に規定するも

の

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令附則第4条の5第10項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令附則第4条の5第11項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令附則第4条の5第12項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令附則第4条の5第13項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令附則第4条の5第14項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の3第4項を次のように改める。

4 第2項（第1号アに係る部分に限る。）及び前項（第1号アに係る部分に限る。）の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令附則第4条の5第15項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（附則第8条の2の5第8項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として総務省令附則第4条の5第16項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第2項第1号ア中「附則第4条の5第1項」とあるのは「附則第4条の5第17項の規定により読み替えて適用される同条第1項」と、同号ア(ウ)中「総務省令附則第4条の4第9項に規定するエネルギー消費効率（第4項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第8条の2の5において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」とあるのは「第4項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、前項第1号ア中「附則第4条の5第8項」とあるのは「附則第4条の5第17項の規定により読み替えて適用される同条第8項」と、同号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「次項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。附則第8条の2の3第5項から第8項までを削る。

附則第8条の2の5第3項中「前2項」を「第1項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第2項から第7項まで」に改め、同項を同条第9項とし、同条第2項中「第2種省エネルギー自動車」を「第3種環境対応車」に改め、「（附則第8条の2の3第4項から第7項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を削り、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 附則第8条の2の3第3項第1号（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車
- (2) 附則第8条の2の3第3項第2号ウ又はエに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第8条の2の5第2項を同条第3項とし、同項の次に次の5項を加える。

- 4 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（総務省令附則第4条の6第1項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第49条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。
 - (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項及び第6項において「基本方針」という。）に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
 - (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項及び第6項において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で総務省令附則第4条の6第2項に規定するものに適合するものであること。
- 5 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（総務省令附則第4条の6第3項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第49条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日まで

に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円（乗車定員30人未満の附則第8条の2の5第5項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

- (1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- (2) 公共交通移動等円滑化基準で総務省令附則第4条の6第4項に規定するものに適合するものであること。

- 6 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（総務省令附則第4条の6第5項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第49条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。

- (1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- (2) 公共交通移動等円滑化基準で総務省令附則第4条の6第6項に規定するものに適合するものであること。
- (3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

- 7 次に掲げるトラック（総務省令附則第4条の6第7項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第49条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日（第1号に掲げるトラックのうち車両総重量が22トンを超えるもの及び第2号に掲げるトラックにあつては、平成26年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量が8トンを超えるトラック（総務省令附則第4条の6第8項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車

両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）で総務省令附則第4条の6第9項に規定するものに適合するもの

(2) 車両総重量が13トンを超えるトラック（総務省令附則第4条の6第8項に規定するけん引自動車に限る。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で総務省令附則第4条の6第9項に規定するものに適合するもの

8 第1項（第4号アに係る部分に限る。）の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令附則第4条の4第15項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第16項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、同号ア中「附則第4条の4第7項」とあるのは「附則第4条の4第17項の規定により読み替えて適用される同条第7項」と、同号アウ中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120」とあるのは、「附則第8条の2の3第4項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150」と読み替えるものとする。

附則第8条の2の5第1項中「第1種省エネルギー自動車」を「第2種環境対応車」に改め、「（附則第8条の2の3第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を削り、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 附則第8条の2の3第2項第1号（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

(2) 附則第8条の2の3第2項第2号ウ又はエに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第8条の2の5第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

次に掲げる自動車（以下この項において「第1種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第49条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたと

きに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1) 電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）

(2) 天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車（総務省令附則第4条の4第1項に規定するものをいう。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令附則第4条の4第2項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第3項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の総務省令附則第4条の4第4項に規定するものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令附則第4条の4第5項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同条第6項に規定するものをいう。）

(4) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令附則第4条の4第7項に規定するもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令附則第4条の4第10項に規定するも

の

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(5) 次に掲げる軽油自動車

ア 乗用車のうち、平成21年輕油軽中量車基準に適合するもの

イ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令附則第4条の4第13項に規定するもの（電力併用自動車に限る。）

- (ア) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の7第1項及び第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第8条の3第1項中「平成22年度分及び平成23年度分」を「平成24年度分及び平成25年度分」に改める。

附則第8条の4第1項中「総務省令附則第5条第1項に規定するもの」を「内燃機関を有しないもの」に、「同条第2項」を「総務省令附則第5条第1項」に、「同条第3項に規定するもの及び」を「同条第2項に規定するもの、」に、「同条第4項」を「同条第3項」に、「同条第3項に規定するもの並びに」を「同条第2項に規定するもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の同条第4項に規定するものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令附則第5条第5項に規定するものをいう。第3項において同じ。）並びに」に改め、同項第1号中「平成11年3月31日」を「平成13年3月31日」に改め、同項第2号中「平成13年3月31日」を「平成15年3月31日」に改め、

同条第3項第2号ア中「この項」の次に「及び次項」を加え、「規定するもの（以下この号及び次項）」を「規定するもの（以下この号）」に改め、同号イ中「及び次項」を削り、同項第3号中「（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の総務省令附則第5条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令附則第5条の2第6項に規定するものをいう。）」を削り、「同条第7項に規定するものをいう」を「総務省令附則第5条の2第5項に規定するものをいう。次項において同じ」に改め、同項第4号中「同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令附則第5条の2第8項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）」を「総務省令附則第5条の2第6項に規定するエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第6項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）」に、「附則第5条の2第9項」を「附則第5条の2第7項」に、「同条第10項」を「同条第8項」に改め、同条第4項中「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日まで」に、「平成21年度分」を「平成25年度分」に、「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」に、「平成22年度分」を「平成26年度分」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令附則第5条の2第9項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第10項に規定するもの

附則第8条の4第4項第3号中「に100分の125」を「であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第6項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」に、「附

則第5条の2第13項」を「附則第5条の2第11項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 充電機能付電力併用自動車

附則第8条の4第5項中「基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「平成27年度基準エネルギー消費効率」に、「附則第5条の2第14項」を「附則第5条の2第12項」に、「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」に、「平成22年度分」を「平成26年度分」に改め、同条第6項中「前3項」を「第3項、第4項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第5項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第4項（第4号に係る部分に限る。）及び前項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令附則第5条の2第13項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第14項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第4項第4号中「基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第6項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」とあるのは「前項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、「附則第5条の2第11項」とあるのは「附則第5条の2第15項の規定により読み替えて適用される同条第11項」と、前項中「附則第5条の2第12項」とあるのは「附則第5条の2第15項の規定により読み替えて適用される同条第12項」と、「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「第3項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第74条の2の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24

年法律第17号）附則第4条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる不動産取得税に係る減額の申請、税額の徴収猶予及び徴収金の還付については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）附則第8条の2の3及び附則第8条の2の5の規定は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第8条の4の規定は、平成24年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成23年度分までの自動車税については、なお従前の例による。